相手国政府・相手国際機関（注1）	名　　称	協　力　の　目　的　及　び　内　容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の供与期限（注2）	署名日 署名地 （効力発生日）（注3）	署　　名　　者	告示日 告示番号（注4）
ホンジュラス	コパン遺跡博物館展示機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の交換公文	コパン遺跡博物館展示機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	94,400千円 2023.7.31まで	2020.3.12 コパンルイナスで (同日)	日本側　福田紀夫在ホンジュラス大使 ホンジュラス側　リサンドロ・ロサレス・バネガス外務・国際協力大臣	2020.3.27 94号
ホンジュラス	ホンジュラス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	300,000千円 ----------	2020.6.12 テグシガルパで (同日)	日本側　福田紀夫在ホンジュラス大使 ホンジュラス側　リサンドロ・ロサレス・バネガス外務・国際協力大臣	2020.7.1 259号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、---------- と記している。
(注3) 日付については、〇年△月□日を〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。